

論文

江戸鎮台判事時代の江藤新平

— 金銀座移管と長岡一件をめぐる —

星原大輔*

はじめに

筆者は、拙稿「江藤新平の明治維新一『東京奠都の議』を中心に一」において、江藤新平の関係史料や先行研究を基に、これまで不明確であった明治元年における行動を時系列的に整理し、その一端を明らかにした[星原2006]。しかしながら、閏4月24日に軍監として着府した以降、江戸鎮台判事、鎮将府会計局判事、東京府判事を任官していた時期の行動は十分に明らかにすることができなかった。

的野[1968]などの先行研究では、江藤の実績として、1)江戸市政、2)財政施設、3)論功行賞、4)復古功臣、5)奥羽諸藩の処分、などが列挙されている。そこで、本稿ではこのうち、「財政施設」に焦点を当てて論及していきたい。

明治元年における財政政策は、由利公正⁽¹⁾が主導したことを以って、いわゆる「由利財政」と称されている。由利財政とは「会計御基金＝内国債で賄う応急措置をとり、同時に太政官札＝政府紙幣を通じてする殖産振興＝輸出＝正貨獲得という恒久的政策を用意していた」ものであり[坂入1988:56]、「新政府財政の危機を

支え、ともかく軌道にのせて新政の実をまっとうさせた」と評価されている[辻岡1984:181]。しかし、的野[1968:395]には

京都の太政官と江戸の総督府及鎮将府との間に統一を缺ぎしは勿論、江戸に於ても大総督府と鎮将府との一致を缺ぎし観あり、之がために政権の統一を失し新政府の財政は益す窮迫を告げたりき。此時に当り西に於て、財政の衝に当り、紙幣発行の議を建て、一時の急を救ひしものは、参与兼会計事務掛三岡八郎⁽²⁾にして、東に於て、会計の局に当り、財政及民政の処分に任じたるものは、南白等なりとす

と記されており、由利の財政政策が必ずしも順風万帆ではなかった節が窺える。

「京都の太政官と江戸の総督府及鎮将府との間に統一を缺ぎし」事が顕然とした事柄の一つに、金銀座接收ならびに貨幣鑄造をめぐる、長岡右京一件がある。慶應4年(1868)8月付の岩倉具視宛三条実美書翰に

長岡右京浅香綱二郎呼寄之義、大久保ヨリ木戸江内々可申達候得共、上原十助姦曲之義追々吟味も相遂候間、兩人之処早々御下し願入候、会計官ニハ長岡を信用之人も有之由ニ相聞申候、實に是ハ一新之折柄決而可用人物ニ無之、当府は是迄貨幣局之姦曲醜惡、實ニ不相濟義ニ有之候、併万一姦人之密計より謬言離間不測之禍を醸候も不可知、是亦憂慮ニ不堪候

*早稲田大学大学院社会科学部 博士後期課程2年(指導教員 島 善高)

とあり [三条 h], この一件が如何に大きな事件であったかが窺われよう。

この事件については、横山 [1983b, 1987] が国立公文書館蔵「刑部省記」にある長岡右京の口書〔以下、「長岡口書」と略記〕を紹介しており、その概要が明らかになっている。長岡の主な罪状は、1) 金銀座における接收時の横領、2) 金座役人への供金強要、3) 金銀座の情実人事、4) 政府高官への収賄などである。

ただ、この長岡一件が明治維新史上で注目すべき点は、これが単なる不正事件ではなく、「破綻した由利の通貨政策が、長岡の不正を契機として否定された」との指摘があるように [横山 1987: 83], 極めて政治色の濃い事件であったことである⁽²⁾。

西脇 [1992a, b, c, d] [1993a, b] などは、この「長岡口書」を基に、貨幣博物館その他の諸史料を用いて「金銀座接收の具体像とその政治性」を詳細に検証している。その上で、西脇 [1997: 42] は、いわゆる「由利財政」は、太政官札等の発行と、旧幕府以来の金銀貨改悪鑄造政策の継承という政策から成っていたが、後者の位置づけが弱いため、「明治新政府の財政基礎、およびそれをめぐる政府内部の『分裂』状況と克服過程」が十分に検証されていない、と興味深い指摘をしている。

ところで、佐賀県立図書館蔵「江藤新平関係文書」〔以下、「江藤文書」と略記〕には、東京の金銀座や長岡一件に関する書翰と書類が多数収められている。したがって、江藤も深く関与したことは疑いないが、的野 [1968] などの先行研究ではこうした史料は全くと言ってよい程用いられていない。また、横山・西脇論文でも、江藤文書の史料は用いられていない。

そこで、本論では、以上の先行研究を基にして、江藤文書などの史料を再検討することで、明治天皇東幸以前の資金調達や金銀鑄造の実態や政治的位置づけを明らかにすると共に、明治元年の江藤の政治的立場について考察を試みたい。なお、引用史料の旧字はできるだけ常用漢字に改め、適宜句読点を施した。また、江藤その他の履歴はすべて、[内閣 1927] によった。

第一章 軍資金をめぐる太政官と総督府・江戸鎮台の齟齬

第一節 江戸の金銀錢座

本節では、慶應4年1月から5月上旬まで、京都の太政官と江戸の大総督府・江戸鎮台との間で、資金調達や金銀鑄造をめぐる、どのような交渉が行われたのかを、坂入 [1988: 19-38] や西脇 [1997, 1998] などの記述に従って簡単にまとめた。

慶應3年(1867)12月9日に王政復古の大号令が煥発され、維新政府は摂関幕府等を廃絶し、総裁議定参与の三職を置くこととなった。ついで新たな行政機関が次々と立ち上げられたが、財政分野では、12月23日に金穀出納所が設置された。責任者として、参与の由利と林左門が御用金穀取扱方に任じられた。もっとも、当時の皇室御料はわずか3万石で、維新政府の政策を支え得るだけの財政基盤は存在しなかった。そこで、執られた手段は、近畿内の商人および豪農から御用金穀を調達して、これを国家歳費に当てるというものであった。こうした状況を打開するため、由利は300万両の会計基金募集と、太政官札の発行を建言した [坂入 1988: 20-27]。

しかし、[西脇 1992: 24-26] によると、この

時、太政官会計官は金銀錢座接收と金銀鑄造という方針も決定していた。これは、「長岡口書」によれば、「金座並役」であった長岡が「徳川家大政返上之上は金穀共速ニ返上可致処、無其義、今以東京金銀座専ら新金銀吹立居候は、全以心得違ニ付、右両座有金速ニ御引上ケ相成候得は、数万金之義ニ付、御軍費ニ御手支有之間敷」云々と建言したことが要因であった。

そこで、会計官は、江戸の金銀錢座の職人ならびに諸道具と地金を確保し、京都へ移送して貨幣鑄造を行うという方針を立てた。会計官総督は3月16日、大総督府に、金銀錢の吹立は今後朝廷で行うことになったため、江戸表座方での吹立を早々に差し留め、座方の諸道具を取り調べた上で確保すべき旨を、また会計官判事は同日、江戸表座方の諸道具が京都で「急入用」になったため、貨幣取調方附属の林左衛門と浅香綱次郎が東下する旨を通達している【太政官1929a: 717-718】。

大総督府は江戸表座方の吹立の差し留めと座方の諸道具の確保を了承し【宮内省1969: 570】、4月17日に江戸の金銀錢座を接收した【太政官1929b: 554-576】。ところが、「長岡口書」によると、14日に長岡、浅岡、上原十助がすでに接收を行っており、この時接收物の一部を横領していた。これが後々長岡らの捕縛に繋がっていく【西脇1992b: 22-28】。

さて、4月10日、岩倉と三条は西四辻公業と正親町実徳に「金座金銀鑄造調度類並職人共召連上京有之度存候、元金も有之候分は可致隨身様にて、於道具は可取建、職人は放逐候様にては蟲暴に相成候儀、且鑄造に付ては是非職人も入用之事故、於職人も可召連様、篤と御下知相願度存候」と、金座金銀鑄造調度類・職人・元

金の京都への移送を再度要請した【宮内省1969: 570】。

ところが、大総督府参謀は18日、蒸気船がなければ諸道具と生金銀の移送は困難なので暫く見合わせることに、「会計判事池辺藤左衛門見込」の検討を太政官に求めた【宮内省1969: 570-571】。【西脇1992c: 22】によると、池辺見込とは「江戸金銀座における改鑄事業の再開」である。ただし、ここでいう改鑄とは「旧幕府の改鑄策の延長と位置づけられ」、その目的は「金銀改鑄を通して生じる出目（差益）を軍資金に当てる」ことにあった【西脇1992d: 27】。多田【1968: 407】には「大総督府ハ軍費不贖ヲ以テ毎月式分金及壹朱銀ノ式種ニテ十万両ヲ鑄造センコトヲ太政官ニ請フト云フ」とあるが、4月18日にはすでに金座で式分金の鑄造が始まっており、太政官から正式な承認を得る前に開始していた【西脇1992c: 23】。

そうした最中、大総督府の財政方針を根本的に揺るがす布告が、京都の太政官から発せられた。それは、閏4月14日の「金貨銀貨銅銭価格表」の公布である【大内1932: 10-16】。これは「旧幕府発行通貨すべての品位を公表し、すべての旧幕府鑄貨と現行通貨（旧幕府最後の鑄貨で新政府も鑄造継続中）を、公定レートをもって交換させる」もので「外国からの貿易決済上の圧迫を背景とし、それに耐えうる新貨幣制度を実現させるために前提となる措置」であった【西脇1992d: 27】。

しかし、この布告によって「東北諸国ノ庶民ハ此布告ヲ見テ皆疑懼ヲ懷キ貨幣停滞シテ流通セス、又大総督府其鑄造スル所ノ新貨ハ金銀両貨ノ価位更定ニ由リ亦損益相償ハサルカ為ニ之ヲ停止」してしまった【多田1968: 456】。大総督

府下参謀・大村益次郎は閏4月23日付書翰で、

江戸金銀座瓦解之次第、閏四月於太政官古今通用金定価被仰出、大政御一新之折柄結構之御吟味ニ候、然ル処、江戸金銀座之儀ハ地金御貯有之と申訳ニも無之、只古金慶長以前之分を買求、鑄替新金ニ致し候而御利益有之候処、今般定価被仰出候得者、何そ古金鑄替新金ニ不致とも古金ハ古金之通用ニ而、古金ヲ新金ニ致候も入用丈ケ之御損ニ候間、金銀座ハ無用ニ相成申候

と岩倉に抗議している [大村]。

既述したように、大総督府にとって「金銀座の収益は、金銀座の保有金によるのではなく、旧貨幣の品位を秘した上で市中の古金を買収し、これを秘密裏に品位を落した新貨に改鑄することで得る出目（差益）によるもの」であった。しかし、新旧両貨の交換レートが明らかにされたため、古金を新金と交換する必要性がなくなった。その上、幕府時代には貨幣の品位が公表されていなかったため、品位を落とすことを目的とした「改悪鑄」が可能であったが [東京市 1931: 107]、この布告によって新旧両貨すべての品位が明らかにされたため、不可能になった。

したがって、江戸で金銀改鑄を行って差益を得ようとする大総督府の目論見、また大阪で金銀改鑄を行って差益を得ようとする由利の目論見は完全に破綻してしまった [西脇 1992d: 27]。

この布告は岩倉の専断で、太政官の意向を無視する「大総督府に対する優越権の行使」であったという [西脇 1992d: 27-29]。しかし、事態は岩倉の予想を超えて深刻なものであった。岩倉は「江戸会計方ヨリ廿二日出之書状昨廿九日着ニ而候間、扱ハ如何と頻リニ苦慮候」と驚いているところ [岩倉 a]、関東大監察として東

下した三条から閏4月25日付書翰で

過日太政官ヨリ金子品位之事御布告ニ相成候ヨリ、当地金銀座全ク潰レ候姿ニ而吹立相調不申、極々難渋極メ候、其已前迄ハ日々千金許吹立出来、軍用之手当モ有之候得共、前件御達ニ而サツバリ手支ニ相成候、公明正大之御布告ニハ候得共、当時之形勢ニ而少シ時機ヲ誤リ候歟ト残念ニ存候、今少シ遅ク候ハ、可然ト何レモ当惑之咄シ仕居候

と、政策批判を受ける [多田 1968: 446]。岩倉は「金子大沸底之趣、扱々恐懼申様なく候、大体官軍恩威共ニ不被為立候、新ニ御仕直し同様不容易、御心配之上万事管係候、第一會計右様之儀ニハ臣ヲ始メ政府之徒実以不相濟次第二候」と、三条に謝罪せざるを得なかった [岩倉 b]。

第二節 江戸鎮台の対策—江藤の奔走

軍費などの資金を調達する上で、金銀改鑄という手立てを失った大総督府・江戸鎮台では、歳入を確保すべく様々な方策を採った。

当時江戸鎮台判事として在府していた江藤も資金を確保するため府下を奔走していたようで、明治2年11月26日付の大久保利通宛書翰にその一端が記されている [江藤 b]。これは先行研究では紹介されていない史料なので、その要旨を紹介したい。

その前に、この頃の江藤の立場について簡単に触れておこう。江藤は関東大監察として東下する三条の随行として軍監に任じられ、閏4月24日江戸城に入城した。そして、彰義隊鎮定後の19日、江戸の民政を「徳川氏に委任し旧制を襲用」していたのを止め、江戸鎮台が設置された際、江藤は江戸鎮台判事に任じられた。また、6月8日に江戸鎮台が改編されると、改めて鎮台府判事に任じられ、民政・營繕・会計を兼掌

することになっていた。

さて、[江藤 b] では、次のように記されている。彰義隊討伐以後、盗賊が横行したため「東京中之人気」が畏縮し、「追々鹿島屋其外有名之豪商共へ御調達金等」を仰せ付けられども、引受けなかった。「右豪商共ハ数代之金持ニ付、大体正直不才之者共のミニ付、狼狽之半ニ而、御調達金之御請不申上も無理ニ而無之」と、江藤はこうした状況は致し方ないと断じている。

とはいえ、当時「白川口之官軍ハ一日も速ニ進撃無之而者大形勢ニ差響」く戦況であったが、奥羽への「兵器玉薬兵粮等之道」は途絶えようとしており、「六月十日比迄二十四五万金」がなければ、「兵粮其外御手当」は行き届かなくなる有様であった。「奥羽之賊炎不相衰候而者自然と関東之動静ニも」関係するため、三条も「至極御深案」していたが、「民政裁判所ニ而之工面も尽果候次第」になっていた。

そこで、江藤は「不以暴させハ術を以相運候ヨリ外無之と相決シ、東京第一等之権数巧智之商人江致都合候ハ、目的」は立つであろうと考え、配下の諸官員に尋ねたところ、池田庄三郎から「伊東八兵衛と申者」の推挙があった。江藤は池田と共に、伊東に都合をつけさせて三万両を出金させた。また「旧幕ヨリ市中江貸付有之候金取立之役所」を開き、「巧者之与力佐久間弥太吉」に御用掛を申し付け、鎮台判事・土方久元と相談して手配したところ、段々と他の商人らも出金し始めた。伊東には更に「五万金」を出金させた上、鎮台判事加勢・横川源蔵から撰挙された大黒屋六兵衛にも色々と都合を付けさせた。こうして、6月中頃までに「十万両余」の軍資金を調達し得たという。

ここで、[江藤 b] に登場する、池田庄三郎、

大黒屋六兵衛について簡単に説明しておこう。

池田は、高田 [1956] などによると、400石取の浜松藩士で、かつ遠州第一の富豪であった。池田は賀茂真淵の流れを汲む遠州国学に属しており、元治元年頃から別荘比礼廼舎で国学研究会と称して古学の研究と歌会を有志と行いつつ、情報を交換し国事を談じていたという。慶應4年2月に神官らを中心とする遠州報国隊が結成された際には、池田はその準備に尽力すると共に莫大な資金援助を行った。そして、4月池田は大総督宮本隊に従軍し、7月には大総督府応接方兼帯に任じられている [朝倉 1981: 46]。後述するが、池田は7月金銀座方となり、江戸の金銀座の事務に携った。

大黒屋は、大植 [1971: 344] に、榎本六兵衛の名前で「千葉県鴨川の産にして少より任侠気節あり、江戸に赴き巨万の富を得、汽船帆船を購入して商業を営み、文久二年大村益次郎の請を容れ、井上聞太・伊藤俊輔・山尾庸三・遠藤謹助・井上勝・野村靖等海外留学の爲め五千円を支給、香港に送りて後難を顧みず、明治戊辰の役二万円を征討総督府に献納す、大隈大蔵卿の頃小野組余波の爲め倒産し、廿四年没す」と記されている。大黒屋については [及川] や榎本 [1973] などに詳しいが、史實的に疑わしい点がある。ただ、江藤が7月以降江戸における金銀座の運営に携ったことは後述するが、その際、大黒屋は古金の調達などに従事している。

さて、[江藤 b] にはまだ続きがある。6月中頃までは何とか手配できたとはいえ、未だ奥羽の成敗も着かず、関東八州も鎮定せず、更に榎本武揚ら旧幕臣の不穏な動向もあったため、江藤は「非常御備金無之而者、一旦有事之時、三日之用意も」できないだろうと考えた。そこで、

大黒屋が手許に蓄えていた金子は少なかったが、「商方運動致居候金子ハ多分ニ品柄ニ而」であったので、売却させて「金子五百両丈」を工面させた。江藤はこれを非常用金として備え置き、「受取之判紙」を差し出さなければ、出金しないよう固く禁じさせた。しかし、この非常用金も「六月末比金子出シ尽シ」、再び「官中打寄種々工面」せざるを得なかったという。

以上のように、江藤は大総督府・江戸鎮台の資金を確保すべく奔走したが、まさに焼け石に水の状態であった。7月21日付の三条宛岩倉書翰に「軍資金之儀御尋承候、去月念七日御払底御難渋之書到着一見」とあり〔岩倉 f〕、江戸鎮台は慶應4年6月末、安定して資金を得られる術を確立する必要性に迫られていたといえよう。

第二章 鎮将府による金銀座移管

第一節 20万両の廻送金

江藤らが江戸で資金対策に追われている最中、京都の太政官と江戸鎮台の間ではどのような対策が講じられていたのであろうか。

江戸の三条は閏4月25日付書翰で、「此地ニても精々尽力」するが、

金子大拂底、会計方術策も尽果、大難渋御遠察可被下候、今日之姿ニてハ迎も軍費差向手支如何とも難致甚心痛候、実ニ此義国家此れ興廢ニも拘り候間、御英断を以御万策ヲ被運、七八万金斗御取計、軍用御弁し願度旨と至願ニ有之候

と、7、8万両の廻送金を手配するよう、岩倉に依頼している〔三条 a〕。「池辺節松手記」によると、閏4月29日に「大議事」が行われ、そこで1)畿内の富商豪民に5月2日より調達金を命じる、2)金札(太政官札)との引き替えを

以って民間から正金を差し出させる、3)大坂に貨幣局を創設して従来通りの形で金銀改鑄を行う、という方針を決定した〔太政官 1929b: 560-562〕。

調達金と貨幣局創設のため下阪した由利は5月12日、これから5日間で正金10万両を取り集められる見込が立ち、更に10日程であと10万両を手配できるよう尽力するが、「江戸金座取締役永岡久次郎〔引用者註:長岡右京〕見込之通り」歩金鑄造を取り計らうよう、江戸の三条に沙汰されたいと、岩倉に言上した〔由利 b〕。

これを受けて、岩倉は13日「四五日中十萬金差立候儀は、必御差支無之見込に御座候」と、三条に資金として10万両の手配が整った旨を三条に報知した〔岩倉 b〕。22日付書翰案によると、10万両のうち5万両は清岡公張が18日、残り5万両は香川敬三が22日海路で運び、さらに10万両を江戸府知事として4、5日中に東下する烏丸光徳が運ぶ、といった段取りであった〔岩倉 c〕。

〔岩倉 c〕に「来月分六月十日迄金二十万両金調達ノ筈、巨細清岡ヨリ申立候筈也」とあり、また6月8日付の三条宛岩倉書翰にも「金策も追々相立、月中二十万ハ必無間違事ニ候」とあることから〔岩倉 d〕、太政官では20万両を江戸へ廻送する方針を一決していたと考えられる。「金貨銀貨銅銭価格表」布告の一件で面目を失っていた岩倉は幾分か安堵したことであろう。

ところが、三条は6月7日付の書翰で、在京の岩倉に「金子六月一日より御差立之分未着致さず、日々渴望仕候」と、資金の不着を訴えた〔三条 c〕。この書翰を見た岩倉は19日付書翰で「毎月金廿万両つ、来月一ぱい之処、於会計官受合に相成候間、御休慮可給候」と、7月まで

毎月20万両を送金する段取りを会計局と申し合わせているので、安心するよう返信した〔大塚1930: 22〕。岩倉は自分が考える段取りが少々手間取っている程度に考えていたのであろう。

しかし、同月23日付三条書翰〔三条 d〕を見るに及んで、岩倉は「皆以而臣か罪にし而死すとも余罪アリ」と「驚歎」ぜざるを得ない事態に陥っていることに漸く気づいた。〔三条 d〕には次のように記してあった。

金子之義五月分残拾万両既に当月朔日より三度迄大阪より発し候趣、御書にて御示之処、一も未だ著不仕、当府軍費も乏少にて奥羽出兵も無據躊躇仕、時機を失候程遺憾千万殆苦慮罷在候、其内著とは存候得共、何卒何日発船と申事御取調申越奉願候、猶外国より御借入五百万枚之義大久保より小松之話を承候処、大阪にては既に談判も相整安心之姿に候処、横浜之処にて承候得者急々借入も六ヶ敷内々承之、又苦心之事に候、尤月々貳拾万両之処何れにても相整候はゞ外国を頼にも不及候

6月末の段階で、江戸鎮台の会計は抜き差しならない状況にあったことは前章で述べたが、その対策として、外国からの借款も視野に入れつつあった。

岩倉は29日付の三条宛書翰で、「会計不都合ニ候ハ、三軍不振ハ勿論、機を失ふ之大事出来、且初政之義民心ニも関係、旁以至重之事」と心得て、会計局に追々示談したところ「月20万両之義」は誓って請け合うと述べたので、「最早懇合催促等之義ハ無用との事にて真に安心」していた、と三条に「弁解」している〔岩倉 e〕。

幸い岩倉が三条書翰を落手した折、由利が上京していたので早々に招き寄せて、詰問に及んだ。由利は「実に不一方苦心勉強候得とも」、関東で「鑄金新金月々出来見込」だったが行き違いが生じ、また自分が下阪すれば「五六十万金

直ニ出来」ると心得ていたところ、丁銀も太政官札も全く流通せず「彼是齟齬」が生じたことなどの理由で、今のところは如何ともし難いと弁明した。ただ、由利は7月1日から大阪新金の鑄立が始まれば「四五万」の正金が、さらに「ホンコン器械手ニ入候ハ、」莫大の正金ができると述べたという。

しかし、岩倉は「いつも見込ハ宜敷候得とも、毎事当ニも不相成、多々苦心不一方事ニ候」と不快感を懐いたようで、「七八万ヨリ十万之金」を会計官には内密に送るので「尊卿〔引用者註：三条〕大久保大村等御手限りニ而」使用して欲しい、と三条に申し送った。この頃のものと思われる覚書によれば、由利が「七月五日迄ニ差廻」すことを請け負った5万両の外には、会計局には内密に「大久保大村兩人へ渡ス」3万両を7月21日に某人が持参した後、25日に門脇重綾が5万両を、近日中に香川と北島秀朝に5万両を持参させる、といった段取りであった〔岩倉 g〕。

しかし、この約半月後、岩倉と由利の間に、江戸への廻送金をめぐる認識に大きな相違があることが判然とすることが判然とする。議定兼会計官出仕・中御門経之が7月17日、由利からの「別紙壱封」によれば、由利は「今日御決議之義ハ定て不服」らしく、「実ニ天下之大事件ケ様ニ見込違候てハ如何ト心配仕候」と岩倉に伝えた〔中御門 a〕。この「別紙壱封」とは、同日付の中御門宛由利書翰である〔由利 a〕。

江戸表廻金之義、輔相岩倉卿思召之趣にて池辺氏ヨリ申越候月々貳拾万両御約束と申儀は何々御覚へも被為在候義ニ御座候哉、御申上度奉存候、御承知被為在候通り、元來空虚之会計万事御請合申上候様之例ハ決て相成不申次第ニ御座候間、篤と御良可考

被成下候、御覽懸之通り、精々尽力罷在候得共迩も
微力不及、御賢察可被成下候

つまり、「月々貳拾万両」を江戸に廻送する約束は岩倉が独断で行ったものであると、由利は主張したのである。その上で、由利は「五月中大御評議を以て取立候貳拾万両」は直ぐに廻送するが、「洋銀も出来不申、且又吹増見込も相捨り候上ハ、東西之入費并外国貿易之次第、且又諸借財、其上大坂開港等之始末ハ何等を以て被遊候義哉」と述べ、会計局参与の辞職すら辞さない姿勢で抗議したのであった。

中御門から由利書翰を受け取った岩倉は、直ちにその事情を中御門に語った。曰く、「関東御廻金之儀」は、由利が「先達副島同道御入来之節」に懇々と相談し、8月までは月々30万金を周旋し、「其内二十万金は関東へ相廻」すことを「聡と御約定」した。それを今になって「一ヶ月之外者御承知無之と申」すのはおかしい、と。「俊才の三岡氏只今忘却之筈にも無之、何様の次第にてかよふに御申越相成候哉、甚不審之次第に被存候」と、岩倉は由利への不信感を顕にした〔由利 1940: 273-274〕。

7月17日付の中御門宛由利書翰で、由利は「五月中大御評議」と述べていることから、由利が副島種臣と共に岩倉を訪問し、「関東御廻金之儀」を検討したのは、恐らく5月12日頃であろう。岩倉はこの時、30万両の内20万両を江戸に送付することも由利と「約定」を交せたと考えていたからこそ、三条に「月々貳拾万両」を廻送する旨を度々報知していたのである。

果たしてこの一件がどのように決着したのかは確たる史料が見当たらないため詳らかではない。しかし、これまで維新政府の財政を牽引し

てきた由利が辞職をも仄めかす以上、岩倉と雖も如何ともし難かったのであろう。岩倉は7月21日付の三条宛書翰で「会計へ極内ニ取計」った廻送金の段取りを申し送ると共に、

東京之儀被 仰出候、就而者随而 御出輩被為在候儀勿論ニ候得共、御用意向第一会計甚心痛罷有候、乍去八月中旬迄にハ必ず 御発輩可相成胸ニ、唯御配慮願候ハ着 御之上、会計方何とか御都合相成可申哉、江東新平心算も有之伝承、兎も角只々御配慮願上候

と、明治天皇の東幸以降の諸経費の手配を、三条をはじめとする鎮将府〔筆者註：7月17日に設置された〕に委ねることを懇願せざるを得なかった〔岩倉 f〕。なお、ここに「江東新平心算」とあることが注目されるが、この点については次章で論じたい。

第二節 金銀座移管と上原捕縛

岩倉が「唯御配慮願候ハ着 御之上、会計方何とか御都合相成可申哉」と懇願したのには、然るべき理由があった。それは、三条が7月15日付書翰で

会計一件御配慮之上ニ御配慮相掛、恐縮之義ニ候、委細御書中一々洋服仕候、段々御配慮ニて御廻しも給候趣大ニ安心仕候、当府今日ニ至り少々金策之道も附かけ御喜悦仕候、奥羽平定 御東幸も相成候ハ、岐度会計之融通ハ於当地相調と存候

と岩倉に書き送っていたからである〔三条 e〕。西脇〔1993b〕によれば、ここにある「金策之道」とは、江戸の金銀錢三座を大阪に移管することを中止し、江戸でも金銀鑄造を行って資金を調達するという手段であろう。この経緯はかなり明らかにされているが、本節では江藤文書の史料を補いつつ、再検証したい。

三条の言う「金策之道」を成立させるために、金銀錢三座の管轄権が一番の問題であった。なぜなら、当時、江戸の金銀錢三座は京都の太政官貨幣司と江戸鎮台民政裁判所が二重に管轄するような組織系統であったからである〔西脇 1993b: 21〕。

大総督府が江戸の金銀座を接收した直後、金座職制に関する辞令が布達されているが、その任命主体は京都の太政官会計官ではなく、大総督府であった〔西脇 1992c: 19〕。それ以降、大総督府会計局が実質的に管轄しており、5月19日に江戸鎮台が設置され、新たな行政組織が立ち上げられた際には、江戸の金銀錢三座は江戸鎮台民政裁判所の管轄となった〔西脇 1993b: 21〕。

一方、5月1日付で太政官貨幣局の名で金銀座の人事布告が出されるなど〔西脇 1993a: 24-25〕、次第に京都の太政官会計官の貨幣司が管轄する形が整えられつつあった。何よりも、5月に上京した長岡に代って、貨幣司判事の上原が江戸三座における事務取扱の総責任者となったため〔西脇 1993a: 23-24〕、江戸鎮台の意向だけでは、江戸の金銀錢座の運営方針を決定できなかったと思われる。

既述したように、4月29日の「大議事」で、大阪に貨幣局を創設して、従来通りの形で金銀改鑄を行うことが太政官で決定した。そのため、上原は金座職人と諸器械などを大阪へ移送するよう命じられ、大総督府・江戸鎮台との折衝を経て、6月11日によく移送業務に着手した。金座職人らは7月13日に着阪した〔西脇 1993a: 25〕が、6月27日付江藤宛中村庄助書翰に「明日ヨリ貨幣司上原十助事ハ横浜へ出越、浅香綱次郎と申者請合候由御座候」とあるので〔中村〕、金座職人が鑄造諸器械を伴って江戸を

出発したのは28日であろう。

そのような中、頼りにしていた京都からの廻送金が滞っていたため、江戸鎮台の三条や大久保らは大阪へ金銀座を完全に移送することを中止し、江戸でも金銀の鑄造を続ける方針を固めた。西脇〔1993b: 21-22〕は、大久保が7月上旬「金銀座御引渡しハ御止メ可然存候」と、岩倉に移送の中止を打診していること〔横山1983a: 2〕や、『大久保利通日記』7月12日条に「八字ヨリ金坐銀坐為見聞小松家長谷川外会計方兩人參ル、四字比帰る」とあること〔日本 1927: 475〕などを理由に、上記の方針は「7月上旬に固められはじめ」たと推論している。

なお「三条家文庫（神宮文庫蔵）」に、江戸鎮台判事・西尾遠江介が7月13日に提出した「両座探索書」が蔵されている〔西尾〕。その書き出しには「去ル八日密之取糺可申上被仰渡候金銀両局之事情取探候、風聞之趣左ニ申上候」とあるため、江戸鎮台は8日の時点で上記の方針を既に固め、その準備に取り組み始めていたと考えられる。

7月17日、江戸は東京と改称されると共に、江戸鎮台は廃止されて、鎮将府が設置された。そして、鎮将府による金銀座の移管が執り行われたのは、7月24日であった。

西脇〔1993b: 23-24〕によって、1) 東京の金銀座が「辰年四月十四日より貨幣司附属」であったが、「御趣意」によって「同年七月廿五日より民政裁判所にて差図これ有り、同所役人日々出役ニ相成り候事」と、25日から一時鎮将府民政裁判所のみの管轄となることが布達されたこと、また2) 貨幣司判事の上原に変わって、金銀座掛に任命された足立忠次郎と池田庄三郎が金銀座の「御用取扱い」に任じられたこと、

などが貨幣博物館所蔵の諸史料から明らかになっている。

それと同時に、この日、江戸三座における事務取扱の総責任者であった上原が貨幣司判事を罷免されると共に、即時捕縛された。江藤文書の、7月25日付江藤・島團右衛門宛足立忠次郎書翰〔足立 a, b〕と「金銀座不正一件に付取調」〔足立 g〕によって、鎮将府判事であった江藤にその有様が報告されている。それらを基に再現すると、以下のような経緯であった。

そもそも真崎にあった金銀座の移管と上原の捕縛は23日夕方に執り行う予定であった。しかし、その総責任者であった足立が真崎に出張したところ、「少々齟齬之義」があったためか、捕獲方の遠州報国隊が一人も参着しなかったので、足立他7名は止むを得ず真崎近辺に一泊した。翌24日早朝、漸く報国隊が参着したので、足立は隊長の杉浦鉄五郎らと打ち合わせして、直に真崎へ出向き、そして金銀座を封印するとともに⁽³⁾、上原を含めた「詰合座人共五人」を引き立てた。そして、足立が他の「座人」らが動揺しないように「是迄之通諸事相心得、万事鎮静致、精勤候様」と説諭したためか、大きな混乱は生じなかったようである。

この上原捕縛の一件は、東京の鎮将府から京都の太政官へ早速報じられた。三条は7月25日付書翰で、

貨幣司判司上原十助姦曲所業有之候ニ付、吟味之上当職御免申付下獄、糺問表向吟味申付候間、此情御承知可給候、下役之中少々連坐も有之候間、夫々所仕候間、是又御承知置可給、猶決獄之上追而可申上候、尤一応相伺候上ニて免職可申付義ニ候得共、夫ニてハ失機会事ヲ誤候間、決断ヲ以右之通申付候間、可然御承知奉願候

と岩倉に書き送っている〔三条 f〕。また、大久保も中御門に「尤も前以て御打ち合せ申すべき事ニ候得共、機ヲ失い事漏れ候てハ、大事ヲ誤り候間、僕見切ヲ以て取り計らい候条、然るべく御承知願ひ奉り候」と報じており〔大久保〕⁽⁴⁾、この事件が鎮将府の独断で行われたことを物語っている。西脇〔1993b: 25-26〕は、この上原捕縛の一件の「真の意図は懸案であった鎮台府の財源確保のため、金銀座を京都から切り離し、鎮将府が完全に接收すること」であると指摘している。

24日に一時封印された金座は、翌日早朝には開封され、早速吹立が開始された。金銀座掛となった足立は7月25日付の江藤・島宛書翰で「是迄一日ニ五千両ツ、吹立候趣ニ候間、先ツ是迄ニ准し五千両高ニいたし置候」と、1日5000両の吹立を行う方針を伝えている〔足立 b〕。さらに、足立は8月7日には「昨日七千両吹立、今日壹万両出来申候、且昨書ニ有之一寸申上候通、金銀目も追々吹立ニ相用申度、其中大六〔引用者註：大黒屋六兵衛〕ヨリ下金も相廻り可申候、約定旁不日ニ数百万金製造いたし候心組ニ候」と、なお一層吹き立て量を増加させる方針を江藤に伝えた〔足立 c〕。

こうして、三条が8月16日、

御東幸後御用費之義御懸念之趣拝承候、当府御安心奉願候、会計方ニも種々勉力仕居候間、兎も角も御不都合無之様可仕候間、御懸念無之候趣奉願候、御東幸ハ一日までも御早く御登輦是而巳奉渴望候

と、岩倉に「御東幸後御用費之義」の用意が整ったと報知するまでに至ったのであった〔三条 g〕。

第三章 江藤新平の役割

第一節 江藤と長岡一件

前章で述べた金銀座移管などの諸件に江藤がどのように関与したかを本章で考察してみたい。

上原は7月24日捕縛されたが、上原の口書は「不正の具体的内容に入るところで、史料の写が意図的に中断されている」ため、「上原個人の不正については、史料的に明らかにすることが、きわめて困難である」という〔西脇 1993b: 24-25〕。

ただ、8月16日付の木戸宛大久保書翰〔大久保 1927: 353-356〕によれば、上原の罪状は次の二点であったようである。第一に、上原が監督した金銀座で鑄造する貨幣の品位は「実ニ醜を窮め」たため、東京の「人心」を混乱させたことである。明治天皇の東幸を控えていたため、鎮将府首脳にとって、東京の治安維持は忽せにできない重要課題であった。第二に、横浜の外国人から受け取った洋銀を「吹替いたし相渡」すという手順をとっていたが、上原らは洋銀を「亜銀唐銀」に差し替え、かつ品位の低い「悪幣」を鑄造し、そこで生じた差益を全て「己之利」とし、それをを用いた「私曲之事」を行ったことである。既に太政官札の取扱いを巡って、諸外国と蹉跎が生じつつあったため〔辻岡 1984: 172-175〕、鎮将府首脳はこれ以上の外交問題はできるだけ避けたいところであったであろう。

さて、この上原捕縛をはじめ、長岡一件に関する実務処理の総責任者は、江藤であった。江藤文書に上原の免職辞令書が蔵されており、その包み紙には江藤の自筆で「辰七月廿三日於民

政裁判所ニ申達ル」と書き込みがある〔上原〕。長岡一件はこの一筆を以って始まった。

その後、上原らの取調べの総責任者であろう、鎮将府評定所留役与頭・坂本三郎から、報告や伺いに関する書翰が江藤の許に次々と届けられている。例えば、8月9日付の坂本書翰では、長岡の知己である、貨幣司付属・小宮惣七が「多分官金ニ相違」ない「壹分銀貳千両」を隠し持っていて、それを小梅代地町の与助に預けていたので、与助を召し捕って「金子者當局江取上ケ」たところ、「百五拾両」が不足していたという〔坂本 a〕。また、13日付の坂本書翰では、当時岡田屋政三郎と称していた伊勢屋平作と手代の星二が、銀座有高の鉛の「御拂代金」について、長岡と示し合わせて「取計方甚不埒之廉」があったことが判明したという〔坂本 b〕。このように、長岡を中心とする不正が次々と露見していた。

〔坂本 b〕によれば、坂本は13日、12日の小宮の捕縛によって「当地付属之向者全く掌中之物と相成」ったので、「此上者右京以下彼地ヨリ御差下之程奉待居候迄之儀御座候」と、当時大阪に居た長岡や浅岡らの護送を江藤に要求した。『大久保利通日記』8月14日条に「江東……入来」とあるが、江藤はこの日長岡らの護送を大久保に掛け合っただけではないだろうか〔大久保 1927: 479〕。大久保は16日付の書翰で、

貨幣司上原順助等悪幣製造いたし候而已ならず種々私曲之次第有之、会計局より伺出相成候而其通糺明方被仰付、右同類数名当分御詮議中ニ御坐候、就而上坂致候長岡右京以下之者御差下し相成候様、条公より御申越相成候付、早々御下し方御運比有之候様尽力被被下候

と、速やかに長岡の護送を手配するよう、在京

の木戸に依頼している [日本 1927: 353]。

しかし、長岡が逮捕されたのは明治2年2月17日であった [中御門 b]。それは上司である由利が長岡を庇護したからであった。8月28日付の大久保宛木戸書翰 [大久保 1927: 388-389] に「長岡右京之事、何分ニも三岡主として彼之免罪を申唱へ、只弟一人彼之相手と相成、昨日も已ニ一争端を開きかけ候ほと之行かゝりニ而甚痛心仕候」とあり、由利が如何に強く反対したかが想像できよう。

これ以降も、大久保が9月5日付書翰で

長岡右京一條、三岡免罪ヲ唱へ種々御心配被成下候由、如何ニも如此西東齟齬いたし候義後患可相成事ト甚以令致候、……來諭之通其元にて知らぬ顔ニ而御用ひ相成候而者西東隔絶ヲ天下ニ示し候道理ニ御坐候

と木戸に [大久保 1927: 391-393]、木戸が9月13日付書翰⁽⁵⁾で

右京ハ一旦東京府へ御下し相成候方、万々可然と奉存候、彼免罪ト申儀彌分明ニ相分候ときハ東西一時ニ疑惑も氷解ニ至り 皇国之御為たる処も速ニ挙り候事ニ付、此辺を以得と三岡へ被仰聞、早々右京東下被仰付候儀可然と奉存候事

と岩倉に [木戸]、長岡の護送を度々要求したが、由利は頑として拒絶した。その後、由利が度々東京出向を要請されながら応じなかった遠因はこれであろう [由利 1940: 291-311]。

これまで維新政府の財政政策を一手に牽引してきた由利の政治的影響力は、この「西東隔絶」を醸しかねない長岡一件で著しく低下していくこととなる。しかし一方で、江藤の政治的立場はこの一件で高まっていったのである。

第二節 「江東新平心算」

7月21日付の三条宛岩倉書翰に「江東新平心算」との表現があったことは既述した。そこで、本節では、江藤文書にある江藤自筆の覚書や草稿などから、「江東新平心算」を推論してみたい。

江藤は5月21日、江戸鎮台判事に任じられていたが、6月8日に江戸鎮台が改編されると、改めて鎮台府判事に任じられ、民政と営繕の他に、会計を兼掌することになっている。

この日以降、江藤は江戸鎮台の財政状況、とりわけ金銀座について調査し始めたようである。江藤文書には、足立忠次郎署名の、6月付の金銀座に関する報告書が数点含まれている。例えば「貨幣新造関係書類」「貨幣製造見込」「金製造方之調」などである。また、[中村]に

金銀座等御見分之儀いつ比御越ニ可相成哉、兼而承知仕置度候、明日ハ座方差支候由、廿九日者差支仕御座候御趣相成候ハ、朝五ツ時ヨリ御出駕ニ而吹立方御一覽相成候義奉存候

とあることから、6月末に金銀座の实地調査も行ったのであろう。

江藤文書の「覚」は、こうした足立の報告書や实地調査に基づいて作成された、江藤の鎮台会計に関する意見書であろう [江藤 c]。なお、ここに「台府詰之判事付属」との表現が見られるが、7月17日に江戸鎮台は廃止されて鎮将府が設置されているので、この覚は16日以前に起草されたものである。したがって、これが7月21日付の三条宛岩倉書翰にあった「江東新平心算」の一部であると推測される。

この覚によれば、江藤は金座で「式分金」を鑄造すべきである、と建言している。太政官から今「古金通用」が達せられているけれども、

民衆は「御定メ之直段通」であるのを好まないためか、古金は通用し兼ねている。そこで、人々が「軽便等之訳を以相好」む式分金を鑄造すれば、民衆が便利を喜ぶだけではなく、江戸鎮台も「相応之益利」も見込めると、江藤は言う。

ただし、鑄造に当たって次のような制度設計が必要であるという。第一に、貨幣の質が悪いと「時相場を以、自然と品位」が落ち、「下民之惑」が生じるので、例えば「万金之内拾金歟五金歟」を抜き出して、「是迄通用式分金」と違いがないか分析を行うこと。第二に、「台府詰之判事付属ヨリ兩人程、民政局会計懸り初定役ヨリ兩人程」を派遣して、その分析の際に「姦曲」が行われぬよう立ち合わせる。第三に、なるだけ金座職人の「無用之人足等ハ相減し」、一人当たりの手当てを確定すること。

第一と第二は、貨幣の品位を維持するための対策である。江藤自筆の「貨幣についての意見書案文」によれば、江藤は「夫古ヨリ貨幣ノ事論之モノ不少ト雖、要金銀錢之貨ノ品位平均シテ宜シキヲ得ルニアリ、苟シクモ失宜、兆民苦シム」と、貨幣の品位を保つことこそが、民心を得る上で重要であると考えていた [江藤 d]。元々、江藤は在藩期に代品方に配属されて貿易業務に携っており [的野 1968: 99]、元治元年 (1864) 9月に草した「急務囑言」で、ドル銀と方銀の貨幣価値の違いを利用して貿易収益を得る政策を建言するなど [島 2005: 5-6]、貨幣に関する知識は十分持っていた。

第三の制度は、金銀座の冗員削減である。これは、「凡金一日ニ壹万両吹立候ニ者職人凡四万人も相掛り可申、尤其内百人斗者諸雑用ニ而吹立之方ニ不関係者ニ御座候」といった、足立

による報告書に基づいたものであろう [足立 e]。

以上の「江東新平心算」の一部であろう [江藤 c] から推せば、「人心も大ニ沸騰」するような「実ニ醜を窮め候悪幣」を改鑄し、「一日ニ五千両ツ、」しか吹き立てを行っていない金銀座は改善の余地があり、かつ鎮将府の財源になり得ると、江藤は判断するに至ったと考えられる。

恐らく、金銀座の総責任者である上原の非を訴え、金銀座の移管や良質な貨幣の鑄造などを含めた改善策を盛り込んだ建言を、江藤は6月下旬に三条に行った可能性が高い。7月17日に鎮将府が設置されたのち、江藤は鎮将府会計局判事に任じられている。24日の金銀座移管と併せて考えると、金銀座移管を視野に入れた人事であると推定される。

なお、足立による報告書は何れも「1日に金1万両を吹き立てる場合」という条件で算段されている。これは、金銀座を鎮将府の財源とすることを前提に、江藤が指示したものであろう。足立が8月7日「昨日七千両吹立、今日壹万両出来申候」と江藤に申し送っているように [足立 c]、金銀座移管後、江藤は上記の [江藤 c] の方針を早速実施したのである。

おわりに

以上、本論では、横山 [1983, 1987]、西脇 [1997, 1998] などの先行研究を基に、江藤文書などの史料を再検討することで、明治天皇東幸以前の資金調達や金銀鑄造の実態を明らかにした。

第2章で、京都の岩倉と東京の三条の往復書翰を、未翻刻のものを含めて検討することで、「20万両の廻送金」の取扱いを巡って、太政官と

江戸鎮台との間に、そして太政官内の岩倉と由利との間に齟齬が生じていたことを明らかにした。これによって、鎮将府が太政官から独立した財政政策を確立する必要に迫られ、金銀座の移管を断行した要因がより明確になった。明治天皇の東幸を目前に控えていた岩倉は、東幸後の諸経費の手配を懇願したため、この処置を黙認せざるを得なかったと思われる。

また、江藤文書の書翰や書類によって、鎮将府による金銀座移管の経緯や、上原捕縛後の長岡一件の実態もより明らかになった。と同時に、当時江戸鎮台判事、鎮将府会計局判事であった江藤が、両方の懸案事項について大きな役割を果たしていたことが立証できた。

明治2年2月末に帰藩した江藤は、10月朝命によって再び上京し、11月8日に中弁に任じられた〔的野 1968: 452〕。毛利〔1997: 64〕は、江藤の中弁任命は、明治元年における江藤の功績が高く評価されたためと論じている。そこで、筆者は〔星原 2006〕で、江藤が5月1日、大木と連名で呈出した「東京奠都の議」によって、幕末期に江藤と面識があった三条や木戸らだけでなく、岩倉や大久保の評価を得たことが、中弁任官に至った大きな要因であると推論した。

しかし、本論によって、その理由がより明確になったのではないだろうか。つまり、確かに「東京奠都の議」によって高い評価を得たのは間違いないが、この金銀座移管や上原捕縛一件などを通して、江藤の政策立案能力、実務能力が在府していた三条や大久保らに高く評価されたのである。三条が「御東幸後御用費之義、……会計方ニも種々勉力仕居候間、兎も角も御不都合無之様可仕候間、御懸念無之候趣奉願候」と

岩倉に申し送った言葉が何よりの証拠である。江藤の後年の活躍はこうした実績の評価によるものであろう。

ただ、江藤の「心算」が全て順調にいった訳ではなかった。横浜の外国人から洋銀を受け取って吹替を行って引き渡していたことは既述したが、江藤は7月下旬、三条に良質の貨幣が铸造されるまで、外国人への引渡しを一時延期するように建言し、それが採用されたようである。しかし、横浜裁判所判事の寺島宗則は7月29日、

今朝江藤新平より山口範蔵に一書参り、書中二十三之間外国人江洋銀渡止置候様申越、……一体外国人江一度約束いたし期日相定置候事、一日も延引出来不申、若又江藤より申越候通、三条公より命ニ出候も、洋銀交換ノ断り私共ニは力ニ及不申候ニ付、三条公自ら此地江御出張相成、外国人江御応接不相成候而は逆も相叶不申……右ニ付此節引替え銀ハ是非期限通、銀座より送り越相成候様下命可被下候

といった抗議文を大久保に送った〔寺島 1987: 274-275〕。『大久保利通日記』8月1日条に「依召三條公参上、江東銀坐之一條承り中々公論而已ニ而者難行旨愚存申上候、……今晚江東入来、銀坐一條先中等之所を以御運相成候筋決断いたし候」とあり〔日本 1927: 477〕、8月2日付の書翰草案に「横浜送銀一條段々同勤より懸合之次第、大事ニも関係有之候様と之儀ニ付断然決定、是迄之通夫々相運候次第等、大久保ヨリ御懸合致候と奉存候」とあることから〔江藤 a〕、江藤は方針を変えざるを得なかったのであろう。このに外も軍務官判事・大村から軍資金の送付を度々請求されており、鎮将府会計局判事としての実務は甚だ難儀なものであったようである。

明治元年9月以降における江藤の動向について

ては、後日更なる検証を試みたい。

〔投稿受理日2005. 11. 25/掲載決定日2005. 12. 1〕

注

- (1) この当時由利は「三岡八郎」あるいは「由利八郎」として称していたが、本文中では由利公正で統一することとする。
- (2) 由利 [1940: 290-291] には「茲に貨幣司を主宰する長岡右京の不正行為が発覚した。之は如何なるものであったか詳かではないが、……かくては彼れ三岡も造幣に関し、何等か不正の問題あるが如く疑惑視せられ、兎角彼の財政策に慥たらぬ一派は、之を以て彼を指弾攻撃の一材料に加ふるに至った」と、由利が明治2年春辞職するに至った所以として、この一件が取り上げられている。
- (3) 金銀座に所蔵されている金銭の取調べが行われた結果、確認された「有高」は、式分金43,000両余、古文字金180両余、文政金410両余、真字式分金10両余、草字式分金50両余、五兩判120両余、天保金40両余、正字金550両余、古二朱金130両余、安政二分判1,820両余、古壹分銀8,700両余で、「仕掛有高」は137貫438匁余であった。
- (4) 早稲田 [1966: 85] では、明治2年の史料として整理されているが、西脇 [1993c: 23] は、筆跡と内容から、慶應4年の大久保利通書翰と推定している。本稿もこの指摘に従った。
- (5) 宛先と差出が無記名だが、横山 [1983b: 80] は木戸書翰と推定している。本稿もこの指摘に従った。

参考文献

- 朝倉治彦編『明治初期官員録・職員録集成：第1巻』柏書房。343pp.
- 足立忠次郎 a. 「慶應4年7月25日付、江藤新平・島団右衛門宛書翰」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』013-3
 — b. 「慶應4年7月25日付、同宛書翰」同013-4
 — c. 「慶應4年8月7日付、江藤新平宛書翰」同013-8
 — d. 「貨幣新造関係書類」同928-27
 — e. 「貨幣新造関係書類」同928-28
 — f. 「貨幣製造見込」同928-31
 — g. 「金銀座不正一件に付取調」同928-43
- 岩倉具視 a. 「慶應4年5月1日付、三条実美宛書翰」国立国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』8-1-(9)
 — b. 「慶應4年5月13日付、三条実美宛書翰」同『三条家文書』191-2
 — c. 「慶應4年5月22日付、同宛書翰案」同『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』12-8-(12)
 — d. 「慶應4年6月8日付、同宛書翰」同『三条家文書』191-3
 — e. 「慶應4年6月29日付、同宛書翰」同191-4
 — f. 「慶應4年7月21日付、三条実美宛書翰」同191-6
 — g. 「覚書」同『岩倉具視関係文書〔対岳文庫〕』17-4-(34)
- 上原十助「辞令」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』939-107
- 江藤新平 a. 「慶應4年8月2日付、宛先不明書翰」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』013-403
 — b. 「明治2年11月26日付、大久保利通宛書翰」国立国会図書館憲政資料室蔵『三条家文書』152-1
 — c. 「覚」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』928-14
 — d. 「貨幣についての意見書案文」同928-32
- 榎本六輔. 1973. 「明治40年11月16日榎本六輔談話」『史談会速記録：合本28』〔復刻〕原書房。212-229pp.
- 及川清寿・川勝誠太郎「明治26年2月11日付、井上馨宛内情願」国立国会図書館憲政資料室蔵『井上馨関係文書』710-7
- 大植四郎編. 1971. 『明治過去帖』東京美術。1264pp.
- 大内兵衛・土屋喬雄編. 1932. 『明治前期財政経済史料集成：二』改造社。図版+585pp.
- 大久保利和等編. 1927. 『大久保利通文書：巻2』日本史籍協会。502pp.
- 大久保利通「金銀貨鑄造ニ於ケル上原十助不正事件ニ付意見書」早稲田大学図書館蔵『中御門家文書』卷子379-1
- 大塚武松編. 1930. 『岩倉具視関係文書：第4』日本史籍協会。492pp.
- 大村益次郎「慶應4年閏4月23日付、岩倉具視宛書翰」国立国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視関係

- 文書〔川崎本〕12-5-(21)
 木戸孝允「明治元年9月13日付、岩倉具視宛書翰」同32-20
 宮内省図書寮編. 1969.『三条実美公年譜』宗高書房. 822pp.
 坂入長太郎. 1988.『明治前期財政史：資本主義成立期における財政の政治過程（明治維新一明治二十三年）』酒井書店. 405pp.
 坂本三郎 a.「慶應4年8月9日付、江藤新平宛書翰」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』013-219
 — b.「慶應4年8月13日付、同宛書翰」同013-220
 澤田章. 1934.『明治財政の基礎的研究：維新当初の財政』宝文社. 389+17pp.
 三条実美 a.「閏4月25日付、岩倉具視宛書翰」国立国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』12-4-(22)
 — b.「慶應4年5月1日付、同宛書翰」同8-1-(9)
 — c.「慶應4年6月7日付、同宛書翰」同31-44
 — d.「慶應4年6月23日付、同宛書翰」同31-43
 — e.「慶應4年7月15日付、同宛書翰」同5-5
 — f.「慶應4年7月25日付、同宛書翰」同31-57
 — g.「慶應4年8月16日付、同宛書翰」同5-13
 — h.「慶應4年8月付、同宛書翰」同5-14
 島善高・星原大輔. 2005.「史料翻刻 江藤兵部氏蔵 江藤新平関係文書」早稲田大学社会科学学会『早稲田社会科学総合研究』5巻3号. 1-49pp.
 太政官編. 1929a.『復古記：第3冊』内外書籍. 791pp.
 — 1929b.『復古記：第9冊』同. 888pp.
 高田岩男. 1956.「遠州報国隊の運動」静岡県磐田市編『磐田市誌』静岡県磐田市. 695-737pp.
 多田好問編. 1968.『岩倉公実記：中巻』〔復刻〕原書房. 1053pp.
 辻岡正巳. 1984.『由利財政の研究—明治維新と由利財政—』広島経済大学地域経済研究所. 182pp.
 寺島宗則研究会編. 1987.『寺島宗則関係資料集：下巻』示人社. 図版9枚+vii+733pp.
 東京市役所編. 1931.『徳川時代の金座』東京市役所. 図版13枚+331pp.
 東京都. 1959.「東京府史提要抄」東京都編『東京府の前身市政裁判所始末』東京都. 219-238pp.
 内閣修史局編. 1927.『百官履歴. 上巻』日本史籍協会. 498pp.
 中御門経之 a.「慶應4年7月17日付、岩倉具視宛書翰」早稲田大学図書館蔵『中御門家文書』卷子86-6
 — b.「明治二年覚」同. 冊子21
 中村庄助「慶應4年6月27日付、江藤新平宛書翰」佐賀県立図書館蔵『江藤新平関係文書』013-591
 西尾遠江介「兩座探索書」国立国会図書館憲政資料室蔵『三条家文庫（神宮文庫）』183
 西脇康. 1992a「明治新政府の金座接收と金座の終焉(1)」〔月刊収集〕17巻9号, 書信館出版, 20-32
 — 1992b「同(2)」〔同〕17巻10号, 同, 19-28pp.)
 — 1992c「同(3)」〔同〕17巻11号, 同, 19-24pp.)
 — 1992d「同(4)」〔同〕17巻12号, 同, 21-29pp.)
 — 1993a「同(5)」〔同〕18巻2号, 同, 22-26pp.)
 — 1993b「同(7)」〔同〕18巻6号, 同, 21-28pp.)
 — 1993c「同(8)」〔同〕18巻7号, 同, 23-28pp.)
 — 1997「東征軍の金銀座接收」早稲田大学文学部『史観』136. 42-56pp.
 — 1998「東征軍の金座経営と二分判改鑄」関東地域史研究会『関東地域史研究：第1輯』文献出版. 193-232pp.
 日本史籍協会編. 1927.『大久保利通日記：上巻』日本史籍協会. 496pp.
 星原大輔. 2006.「江藤新平の明治維新一「東京奠都の議」を中心に—」(早稲田大学大学院社会科学研究所『ソシオサイエンス』12 掲載予定)
 的野半介. 1968.『江藤南白』〔復刻〕原書房. 708pp.
 毛利敏彦. 1997.『江藤新平：急進的改革者の悲劇』〔増訂版〕中公新書. 230 pp.
 由利公正 a.「慶應4年7月17日付、中御門経之宛書翰」早稲田大学図書館蔵『中御門家文書』卷子120-5
 — b.「三岡八郎持参(2ヶ条)」国立国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視関係文書〔川崎本〕』12-5-(24)
 由利正通編著. 1940.『子爵由利公正伝』岩波書店. 図版13枚+520+295pp.
 横山伊徳. 1983a.『「鎮將府」考(下)—慶應と明治のはざまに—』東京歴史科学研究会『人民の歴史学』76. 1-21pp.
 — 1983b.「刑部省記・長岡右京一件(上)」東京大学近世史研究会編『論集きんせい』8. 80-87pp.
 — 1987.「同(下)」同10. 67-76pp.
 早稲田大学社会科学研究所編. 1966.『中御門家文書目録』早稲田大学社会科学研究所. 150pp.